経済情報コンダクター

10th year

TOKAI ZAIKAI

月刊 東海財界

飲食業界かく闘いつつあり

愛知学院の新理事長中村見自師に聞く

教育に哲学・宗教の裏付けをブランド力高める学園づくりに邁進

2021
3月号
（毎月２５日発行）

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】私は現在、医療機器の販売を目的とする有限会社の取締役をしています。私が実際の経営をしていますが、出資割合は２０％で、８０％は創業者の父が持っていました。父が最近亡くなり、相続人は母と弟です。法改正で有限会社はなくなり、特例有限会社となったと聞いていますが、どのように変わったのですか。また、私はこの事業とは別に、個人として防犯関係のグッズの販売をしており、業績は順調なので法人化したいと思っていますが、どのような会社形態にすれば良いですか。

【回答】平成１８年５月、会社法が施行され、会社は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の４種類とされ、有限会社がなくなり、合同会社が新設されました。

有限会社は、会社法施行後は、当然に株式会社となって、社員総会は株主総会、社員は株主、持分は株式、出資１口は１株とみなされています。しかし、役員任期に関する制限はなく、決算の公告義務もないなど、有限会社法で認められたメリットがそのまま残っています。

特例有限会社は、定款変更をして、通常の株式会社となることも可能ですが、役員の任期について法定の制限が及び、決算の公告義務も生じます。また、会社の発行する株式は譲渡制限株式であり、公開会社になることはできません。株主の譲渡承認は株主総会が行うことになりますが、株主間の株式の譲渡は自由です。

取締役会・監査役会・会計監査人等は認められておらず、法定機関としては株主総会と取締役以外には監査役（会計監査）しか設置できません。従って、特例有限会社の支配権については、株式会社と同じように考えておけばいいでしょう。

次に、会社形態の選択についてですが、さきに説明した通り、会社形態は４種類あります。登記件数から見ると、平成２８年時点で、株式会社７７．１０％、特例有限会社１８．１％、合同会社４．８％となっています。合名会社、合資会社はとても少ないです。ところで、令和２年の新設会社のうち、合同会社は３万４２４社で、他の３種類の会社形態と比べると、増加率がきわだっています。

合同会社は、社員がすべて有限責任社員で、出資の範囲内に責任が限定されていること、株主総会が必要なく、定款自治が可能で、経営の自由度の高さが大きな魅力です。

合名会社と合資会社は、全社員若しくは一部社員が、無限責任社員となり、会社の債務について個人責任を負うことから、ほとんど選択されません。実は私も、合同会社は株式会社と比較して対外的な信頼が低いので、あまり選択されないだろうと予想していました。しかし、合同会社は、広範な定款自治や、簡略な統治構造などに注目が集まり、間接有限責任であることも手伝って、予想以上に普及しました。さらに、設立費用も少ないことが魅力です。

合同会社は、不動産業、経営コンサルタント業、専門・技術サービス業、情報サービス関連、飲食業でよく利用されています。